

公益財団法人東京都公園協会（以下「賃借人」という。）と _____
（以下「賃貸人」という。）との間において、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（目的）

第1条 賃貸人は賃借人に対し、内訳書契約対象物件記載の物件（以下「本物件」という。）を貸し渡し、賃借人はこれを借り受けるものとする。

（賃貸借期間及び物件の納入）

第2条 本物件の賃貸借期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 賃貸人は、本物件を 年 月 日までに賃借人の指定する場所に納入するものとする。

（検査）

第3条 賃借人は、賃貸人から本物件の引渡通知があったときは速やかに検査し、賃借人の検査に合格したときに、賃借人は賃貸人から本物件の引渡しを受けたものとする。ただし、検査の方法は、賃借人の任意とし、その決定に対して賃貸人は異議を申し立てることはできない。

2 前項の規定による本物件の引渡完了前に生じた本物件についての損害は、すべて賃貸人の負担とする。ただし、賃借人の故意又は過失により生じた損害については、賃借人の負担とする。

（納入期間の延長等）

第4条 賃貸人は、第2条2項の定める納入期限内に本物件を納入することができない理由が生じたときは、速やかにその理由、遅延日数等を詳記して賃借人に納入期限の延長を願い出なければならない。

第5条 前条の願い出があった場合において、その理由が賃貸人の責に帰することができないものであるときは、賃借人は納入期限につき相当と認める日数の延長を認めるものとする。この場合、賃貸人及び賃借人は本物件の賃貸借契約期間を協議の上延長することができる。

第6条 第4条による願い出があった場合において、その理由が賃貸人の責に帰すべきものであるときは、賃借人は、賃貸人に対して賃借人に生じた損害賠償を請求することができる。

2 前項の場合において、賃借人は、納入期限につき相当と認める日数の延長を認めることがある。この場合、賃貸人及び賃借人は本物件の賃貸借契約期間を協議の上延長することができる。

（賃借料）

第7条 賃借料は、内訳書の記載のとおりとする。

第8条 賃貸人は、本物件を使用した月の賃借料につき、翌月以降賃借人に支払請求書を送付し請求するものとする。ただし、本物件を使用する月の前に請求するときは、賃借人及び賃貸人双方の協議により別途定める。

2 前項の賃借料の計算は、月の初日から末日までの期間で行うものとする。

3 賃借人は、1項の支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに、前条に定める金額を賃貸人に支払わなければならない。

4 第5条及び第6条の規定により賃貸借期間に1か月未満の端数が生じたとき、又は賃貸人の責に帰すべき事由により本物件を使用できなかったときは、賃借料は当該月の日数による日割計算によるものとする。

（本物件の保守管理責任）

第9条 賃借人は、本物件を本来の用法によって使用し、また、賃借人の通常の業務の範囲内で使用するものとする。

2 賃借人は、本物件の据え付け場所を適合する温度、湿度に保つ等良好な環境に整備するよう努めなければならない。

3 本物件が故障した場合、賃貸人は、賃借人の指示に基づき直ちに補修しなければならない。

4 前項の費用は、賃貸人の負担とする。

5 賃貸人の責に帰すべき事由により、本物件が使用不可能になり、かつ、速やかな回復が不可能となった場合は、賃借人の業務に支障を来さないよう本物件と同様の物件を賃借人に提供するものとする。

(契約不適合責任)

第10条 賃貸人は、本物件の規格、性能、機能等が本契約に適合しないものである時は、別段の定めのない限り、第2条による本物件の引渡し完了後1年間、補修、引換え若しくは補足又は損害賠償の責に任ずるものとする。

(所有権の表示)

第11条 賃貸人は、本物件に所有権の表示をするものとする。

(本物件の原状変更)

第12条 賃借人は、次に掲げる行為をするときは、事前に賃貸人の承諾を得るものとする。

- (1) 本物件に装置、部品、附属品を付着し、又は本物件からそれを取り外すとき。
- (2) 本物件を他の物件に付着するとき。
- (3) 本物件に付着した表示を取り外すとき。
- (4) 本物件の保管場所を他へ移動するとき。

(損害賠償)

第13条 賃貸人は、賃借人が故意又は重大な過失によって本物件に損害を与えた場合は、その賠償を賃借人へ請求することができる。

(使用不能による契約の終了)

第14条 前条による本物件の損傷で使用不可能となった場合は、この契約は、終了させることができる。

(専用圧定用紙その他補給品)

第15条 賃借人は、本物件に使用する専用圧定用紙その他補給品については、賃貸人が承認したものを使用するものとする。

(賃借人の解除権)

第16条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をしないでこの契約を解除できるものとし、このため賃貸人に損害が生じても、その責を負わないものとする。

- (1) 契約条項に違反したとき。
- (2) 故意に契約の履行を延長したとき、又は契約の締結若しくは履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 正当な理由がなく、賃借人の監督又は検査の実施に当たり係員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 正当な理由がなく、期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと賃借人が認めるとき。
- (5) 前各号のほか、賃貸人がこの契約に基づく義務を履行しないとき。
- (6) 第14条に定める場合のほか、賃貸人から契約解除の願い出があったとき。
- (7) 賃貸人が銀行取引を停止されたとき。
- (8) 賃貸人が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)に定める暴力団関係者又は東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年財経庶第922号)第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者(ただし、排除措置期間中に限る。)(以下「暴力団関係者等」という。)であることが判明したとき。
- (9) 賃貸人が自ら又は第三者を利用して、脅迫的な言動若しくは暴力を用いた要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、又は風説の流布、偽計若しくは威力を用い

て委託者の信用を毀損し、若しくは委託者の業務を妨害する行為を行ったとき。

2 前項の規定により賃借人が契約を解除したことにより、賃借人に損害が生じたとき、又は第1項第8号若しくは第9号によりこの契約を解除したときは、賃貸人に対して、これにより被った損害の賠償を請求できるものとする。

(賃借人及び賃貸人の協議による契約の解除)

第17条 第14条及び前条の規定によるほか、賃借人及び賃貸人双方の協議によりこの契約を解除することができるものとする。

(本物件の返還)

第18条 契約終了のときは、賃借人は、本物件を契約終了時の状態で返還できるものとする。また、賃貸人は、速やかに本物件を撤去するものとし、これに要する費用は、賃貸人の負担とする。

(権利の譲渡)

第19条 賃貸人は、この契約により生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、賃借人が承認した場合は、この限りでない。

(秘密保持)

第20条 賃貸人は、この契約に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(不当介入に関する通報報告)

第21条 賃貸人は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から不当介入を受けた場合(再委託した者が暴力団関係者等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、遅滞なく賃借人への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

2 前項の場合において、通報報告にあたっては、書面を提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく書面を賃借人及び管轄警察署に提出しなければならない。

3 賃貸人は、再委託した者が暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく賃貸人に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。

4 賃借人は、賃貸人が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく賃借人への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、賃借人の契約から排除する措置を講ずることができる。

(その他)

第22条 この契約に規定しない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、賃借人と賃貸人間で協議のうえ定めるものとする。

賃借人と賃貸人とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

内 訳 書

契約対象物件	
数 量	
設 置 場 所	
賃 借 料	月 数
	単 価
	金 額